毎週火・金曜日発行



目 次

ページ

○都市計画事業の事業計画の変更の認可(一七八・平鹿地域 ○土砂災害警戒区域の指定(一七七・河川砂防課)………… ○道路区域の変更(一七六・道路課)……………………1 振興局建設部)…………………3 公

○県営土地改良事業計画の決定(鹿角地域振興局農林部)……4 ○土地改良区の定款変更の認可 合利用課)………………………………3 (秋田地域振興局農林部) ……4

○肥料の登録(一七五・水田総合利用課)…………………1

○主要農作物の認定品種の採用及び奨励品種の除外(水田

○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北地域振興局

農林部)………………………………………4

○県営土地改良事業計画の決定 (雄勝地域振興局農林部)

: 4

告

示

秋田県告示第百七十五号 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第七条の規定に 次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基

づき、公告する。 平成十九年三月二十七日

秋田県知事

寺

田

典

城

秋田市保戸野鉄砲町四番地二十五号 所 平成十九年三月十六日から平 成二十二年三月十五日まで 登 録 0) 有 効 期 間

			_	秋
ļ.		道路の種類	道路の区域	道路法(昭和二田県告示第百七
新	旧	旧新別		一十六号
秋田北野田線	秋田北野田線	路線名		第百八十号)第十八条
	秋田市中通一工			米第一項の規定 に
<i>"</i>	丁目七番一地先から中通一丁	区		平成十九三月二十七日 平成十九三月二十七日
	目二一番四地先まで	間		区域を変更する。
	九・五〇~二一・〇〇	敷地の幅員(メートル)		
○・一五九	〇・一五九	延長(キロメートル)		秋田県知事 寺 田 典 城

秋

田

県

秋田県

混合有機質肥料 「米の精」肥料四号

カリ全量二・〇 リン酸全量三・〇 窒素全量四・〇

第二百十

公

登

録

番 号

及 肥 料 び の 名 種 称 類

その 保証成分量 他

の

規格 %

氏 名

又 は 生 名 称

産

業

者

住

株式会社

サンワイズ

報

告

示

道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間 建設交通部道路課

() ()場所

平成十九年三月二十七日から同年四月九日まで

秋田県告示第百七十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する

法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により、 に基づき、公示する。 次のとおり土砂災害警戒区域を指定するので、 同条第四項の規定

平成十九年三月二十七日 寺

秋田県知事 田 典

城

猿倉沢二 区 域 名 下、清水下及び山根 のとおり) 由利本荘市鳥海町猿倉字長根 区 域 (次の図 現象の種類原因となる自然 土石流

男鹿市船川港小浜字小倉山並			由利本荘市鳥海町上笹子字橇		土石流	端、前ノ沢及び茅野(次の図曲和本荘市鳥海町中直根字川	川端沢三
の図のとおり) の図のとおり)	双六一号	土石流	連及び砥沢 (次の図のとおり)由利本荘市鳥海町上笹子字橇	滝の沢	土石流		礒ノ沢二
の図のとおり) の図のとおり)	双六二号	土 石 流	とおり)とおり)とおり)	橇沢	急傾斜地の崩壊	日川に土庁湯毎丁中重艮と歳り)	大谷地
の図のとおり)の図のとおり)	館山三号	土石流		砥沢	急性条地の が 見ず	由利本荘市鳥海町下直根字大おり)	田 H 什
のとおり) 男鹿市船川港椿字東	東二号	土石流	沢(次の図のとおり)由利本荘市鳥海町上笹子字砥	上野宅沢		日式などで語せていなりに由利本荘市鳥海町下直根字岡	
のとおり) 男鹿市船川港椿字東	東一号	急傾斜地の崩壊		礒	急傾斜地の崩壊	おり)田代及び立居地(次の図のと田代及び立居地(次の図のと由利本荘市鳥海町下直根字岡	岡田代二号
の図のとおり) 男鹿市船川港椿字家の後	椿	急傾斜地の崩壊		清水沢二号	土 石流	り) 越及び岡田代(次の図のとお越及び岡田代(次の図のとお由利本荘市鳥海町下直根字打	打越沢
のとおり)	椿一号		由利本荘市鳥海町中直根字清		急傾斜地の崩壊	下(次の図のとおり)	長根下
の図のとおり)	- - - - - -	急傾斜地の崩壊	くさくているのではいた。由利本荘市鳥海町中直根字清	清水沢一号			
男鹿市船川港台島字浜平		土石流		両袖の沢	急傾斜地の崩壊	的) おりが大森(次の図のとお日利本荘市鳥海町才ノ神字上	大森
市船川	台島一号		由利本荘市鳥海町中直根字館			図のとおり)	
(次の図のとおり) 男鹿市船川港女川字鵜	女川	土 石 流	図のとおり) 図のとおり)	前沢沢二	土石流	神字大森及び上谷地(次の及び上大川端並びに同市才利本荘市鳥海町猿倉字栩木	ガニ沢
び堂ノ前(次の図のとおり)男鹿市船川港女川字鵜ノ崎屋	女川一号	土石流流	水沢(次の図のとおり)	清水ノ沢	土石流		猿倉沢一
連(次の図のとおり)由利本荘市鳥海町上笹子字橇	野宅一号	土石流	水沢(次の図のとおり)由利本荘市鳥海町中直根字清	川端沢四			Ž.
連及び砥沢 (次の図のとおり)	一本松沢		のとおり)		上古布	由利本荘市鳥海町猿倉字宮ノ	ミ ア ノ 尺

男鹿市船川港小浜字下台

次

土石流

の図のとおり)

の図のとおり)

土石流

		男鹿市船川港小浜字下台(次	
官	土石流	関のとおり) 関節である (次の	垂水沢
立花	土石流流	後(次の図のとおり)	椿沢二
商人留二	土石流	(次の図のとおり) (次の図のとおり)	双六沢三
	土石流流	小倉山(次の図のとおり) 男鹿市船川港小浜字下台及び	小浜沢二
言うため	土石流流	小倉山(次の図のとおり) 外館市船川港小浜字下台及び	ナゴ坂の沢
大 号	土石流流	小倉山(次の図のとおり) 男鹿市船川港小浜字下台及び	小浜沢一
小釈迦内	急傾斜地の崩壊	(次の図のとおり) 男鹿市船川港本山門前字祓川	祓川
· 小	急傾斜地の崩壊	(次の図のとおり) 男鹿市船川港本山門前字祓川	門前
獅子ヶ森	急傾斜地の崩壊	(次の図のとおり) 男鹿市船川港本山門前字垂水	垂水
釈迦内	急傾斜地の崩壊	(次の図のとおり) 男鹿市船川港本山門前字垂水	門前一号
小浜沢	急傾斜地の崩壊	(次の図のとおり) 男鹿市船川港本山門前字垂水	門前二号
下台沢二	急傾斜地の崩壊	び下台(次の図のとおり)男鹿市船川港小浜字小倉山及	小浜
下台沢一	急傾斜地の崩壊	(次の図のとおり) びに同市船川港双六字打越	双六

- 小 館 花	立花	商人留二号	宮袋二号	宮袋一号	大茂内	号和规内二	号水迎内一	獅子 ケ森	釈迦内	小浜沢
大館市小館花字山根ヒトロ	方舗田字向田(次の図のとおり)	清水沢(次の図のとおり)大館市商人留字津都山下及び	(次の図のとおり) 大館市東字宮袋及び鳥屋下	び村道南(次の図のとおり) 大館市東字岩ノ下、村道北及	大館市茂内字膳棚下(次の図	堰下(次の図のとおり) 大館市釈迦内字山道上及び大	とおり) とおり) とおり)	の図のとおり) に同市芦田子字獅子ヶ森(次 た館市釈迦内字獅子ヶ森並び	図のとおり) 大館市釈迦内字釈迦内(次の	び下台(次の図のとおり)
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流

号 おり) 号 おり)
の沢 大館市板沢字小 大館市板沢字小 のとおり)
おり) おり) 大館市東字宮袋、鳥屋下大館市東字宮袋、鳥屋下大館市柄沢字小柄沢(次の図のり)
(次の図 お村
土石流 急傾斜地の崩壊

川砂防課及び関係地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部河

秋田県告示第百七十八号

次のとおり告示する。 第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、 定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規

平成十九年三月二十七日

秋田県知事

寺 田 典 城

施行者の名称

横手市

都市計画事業の種類及び名称

昭和五十九年秋田県告示第四百八十六号横手都市計画公園事 五・六・一号横手公園

事業施行期間

四 事業地

昭和五十九年七月二十四日から平成二十四年三月三十一日ま

使用の部分 変更なし

を変更し、睦成字水上沢地内を事業地に追加する。

地のうち、睦成字城付及び睦成字田ノ沢地内において事業地

収用の部分 平成十六年秋田県告示第三百九十四号の事業

告

公

用し、水稲うるち「キヨニシキ」を秋田県主要農作物の奨励品種 水稲うるち「淡雪こまち」を秋田県主要農作物の認定品種に採

から除外したので、公告する。 なお、水稲うるち「淡雪こまち」の来歴及び特性は、次のとお

平成十九年三月二十七日

りである

秋田県知事 寺 田 典 城

淡雲	品				
淡雪こまち	種				
まち	名				
父 母					
秋田 5 1 号 別 3 4 3 号	来				
が 号 号 号 号	歴	歴			
早生	熟				
生 の 早	期特				
中山間	適] 			
地域	地性				

とおり縦覧に供する。 業計画を定めたので、 四人から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事 項の規定により、鹿角市八幡平字松館二十九番地佐藤正孝ほか十 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一 平成十九年三月二十七日 同条第五項の規定に基づき、公告し、次の 三

秋田県知事 寺 田 典 城

め池等整備事業)計画書の写し 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(松舘地区た

縦覧期間 平成十九年三月二十八日から同年四月二十四日ま

縦覧場所 鹿角市役所 秋

款変更について、平成十九年三月二十日認可したので、同条第三 項の規定に基づき、公告する。 の規定により、秋田市上北手猿田土地改良区から申請があった定 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項

平成十九年三月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

項の規定により、美郷町千畑土地改良区から次のとおり役員の退 任及び就任の届出があったので、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六 同条第十七項の規定に基づき、

平成十九年三月二十七日

秋田県知事 寺 田 典

城

項の規定により、羽後町軽井沢字下牛ノ沢五十三番地阿部隆一ほ

良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、 か十六名から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改 次のとおり縦覧に供する。 公告し、

平成十九年三月二十七日

縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(土手ヶ沢地秋田県知事 寺 田 典 城

二 縦覧期間 区ため池等整備事業)計画書の写し 平成十九年三月二十九日から同年四月二十五日ま

縦覧場所 羽後町役場 で

退任理事の住所及び氏名

仙北郡美郷町本堂城回字後町九十八番地 星山

正美

就任理事の住所及び氏名 仙北郡美郷町本堂城回字田町百七十五番地 進藤 敏美

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第

秋田市山王四丁目一 秋 田 県

発 行

者

購読料

金

番 号

月三千六百七十五円(税込)

印 刷

者 電話600八七六六 FAX660〇〇五株式会社 松 原 印 刷 社秋田市山王七丁目五番二十九号 秋 E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp 田市山王七丁 原 繁 雄

印 刷 所

古紙配合率100%